

令和7年度「学校いじめの防止等基本方針」

京都市立宕陰小中学校

1. 総則

(1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、場合によっては自殺や不登校を引き起こす恐れがある深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、どの学級でも起こり得るものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。

本校では、国に於ける基本方針の改定を踏まえ、「いじめ」の定義を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

また、京都市の「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という理念の元、本市での「いじめ」に対する現状分析や課題及び学校が実施する施策を踏まえ、「いじめ」の積極的認知を行う。「けんか」や「ふざけあい」についても、「いじめ」から除外せず、組織的に対応することを通して、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

(2) 基本理念

いじめの防止等の取組の推進にあたっては、子どもの育成に関わる全ての者が、次の3点を基本理念として、相互に連携した取組が継続的に行われることが重要である。また、昨今の子どもは、他者間の人間関係構築について苦慮している状況が多く見られる。発達段階に応じた取組を促すことが必要である。

- ① 全ての子どもが「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他者を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けると共に、他者へのいじめを行わないことはもとより、子ども自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるよう育まれること。
- ② いじめの問題の解決にあたっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、単に表面的な言動のみを捉えるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を迅速且つ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。
- ③ いじめを受けた子どもの保護者はもとより、いじめを行った子どもの言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

2. いじめ対策委員会

岩陰小中学校における「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を「岩陰小中学校いじめ・不登校対策委員会」と称し、以下のように、構成、役割、開催時期、児童生徒、保護者への周知方法を定める。

（1）構成

校長　教頭　生徒指導主任（教育相談主任兼務）　補導主任　養護教員　スクールカウンセラー

（2）役割

- ・児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した時の集約
- ・「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事案への対応
- ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定
- ・「取組評価アンケート」、「いじめ対策委員会」の時期の決定
- ・未然防止の取組の年間計画の決定
- ・個別面談や教育相談の時期や回数の決定

（3）開催時期

- ・定例委員会は、毎月1回開催（生徒指導委員会を兼ねる）
- ・緊急対応の場合はこの限りではない。後述の「年間計画」に記載

（4）児童生徒・保護者への周知方法

- ・年度当初の学校だよりにて、児童生徒、保護者に周知する。
- ・年度当初の全校集会にて、「岩陰小中学校いじめ・不登校対策委員会」の構成員全員を紹介する。
(ただし、いじめ等、イヤなことの相談は、どの教職員に相談しても良い事を合わせて知らせる)

3. 学校いじめ防止プログラム

（1）学校におけるいじめの未然防止のための取組

①学習環境の整備について

「割れ窓理論」などでも明らかなように、校内環境とりわけ学習環境の乱れが、児童生徒の心の乱れにつながる。その意味で、校内環境整備や校内美化に努めていく。

②授業改善の充実（「わかる授業」「生徒指導の機能が活かされた授業づくり」）

- ・全ての児童生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においていた学習内容や学習形態の工夫。

③道徳教育、人権教育の充実

- ・学校教育目標「一人一人が輝き、ふるさとへの誇りと愛着をもった人間性豊かな子どもの育成」を具現化するための道徳教育、人権教育の実践。
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるなどをねらいとした活動の意図的、計画的な実施。
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施。

④児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実（児童生徒会活動やPTA、地域と連携した体験活動等）

- ・義務教育学校の取組として行う児童生徒会活動、児童生徒朝会、清掃活動の推進。
- ・地域と連携したPTA行事や学校運営協議会行事の充実。
- ・長期宿泊学習の取組を通しての仲間づくり。
- ・学校行事などを通しての人間関係づくり。
- ・総合的な学習の時間、生活科、勤労生産的行事等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進。

⑤児童生徒同士の絆づくり（学級活動、縦割り活動、部活動等）

- ・義務教育学校として縦割り活動や異学年集団の交流等を進める中で望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成。
- ・宕陰キラキラ TalkingTime 等を利用したコミュニケーション能力の育成。
- ・にこにこの日のみんな遊びを通しての仲間づくり。

⑥保護者啓発

- ・授業参観及び個人懇談会で保護者への広報や啓発を行う。
- ・HPの掲載や学校だよりを通して、保護者や地域への広報や啓発を行う。
- ・教職員の地域行事への参加の折に、地域への広報や啓発活動を行う。

（2）いじめの早期発見・積極的認知のための取組

①日常の児童生徒に関する情報共有

- ・「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、教職員の「いじめ」を許さないという意識の向上を図り、職朝や職員会議後の研修、補導報告などの充実により、質の高い情報共有を行う。

②児童生徒に対する定期的な調査（いじめに対するアンケート、教育相談 等）

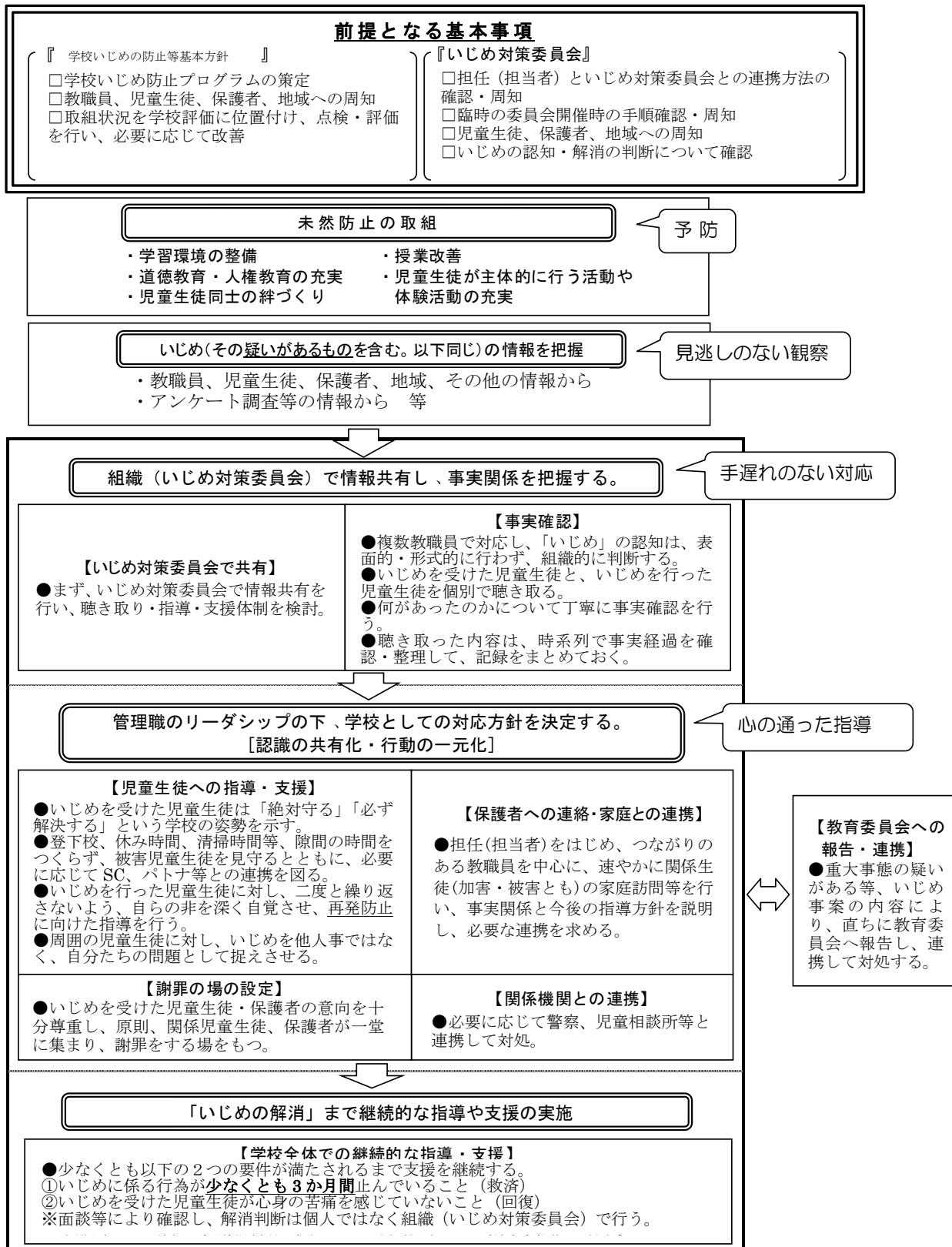
- ・学校評価アンケート（年2回）、いじめに特化したアンケート（年2回）を利用しての「いじめ」の兆候の早期実態把握。
- ・担任による教育相談やカウンセラーによる個人面談。

③上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・アンケート実施後、気になるアンケートの内容について聞き取りを行う。
- ・担任と管理職の2重チェックをすることで、結果の検証及び組織的な対処につなげていく。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

〈いじめ事案に対する組織的な対応の流れ〉



ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無、事実の確認について複数の教職員で聞き取り、被害児童生徒の支援や加害児童生徒への指導を行う。

また、学級風土の醸成として、問題が起きた時こそ、迅速に適切に対応し、その他の児童生徒への指導とする。「いじめは許さない。」という学級、学校からのメッセージを被害児童生徒と加害児童生徒に伝えるだけでなく、全体への指導とする。

イ いじめが発覚したときの校内での情報共有及び対応

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、個人の対応とするのではなく、学年主任や生徒指導主任、管理職と連携し、情報を共有し対応する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導体制をとる。
- ・被害及び加害児童生徒の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童生徒及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童生徒への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童生徒に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・事案によっては、警察にも連絡を入れる。

ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・インターネット上でのいじめは匿名性が高く、児童生徒が行動に移しやすいなどの特性を教師が理解し、保護者と共に対応することを意識する。
- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童生徒への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「情報モラル教室」等で京都府警察等の他機関とも連携し、内容を他学年・保護者にも周知する。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

学校全体での継続的な指導・支援を行う。

少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。

- ① いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）

面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

①内容（いじめ事案対処に関する校内研修等）

- ・職朝での連絡事項を研修と捉え、日々研鑽を重ねる。
- ・職朝や職員会議後の研修、補導報告などの充実により、質の高い研修としていく。
- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底。
- ・教職員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上。
- ・各ステージを中心としたいじめ事案ごとのケース会議の開催。
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。

②実施時期（年間を通じて複数回）

- ・月1回の生徒指導委員会
- ・職朝における研修（適宜）

4. 保護者・地域、関係機関との連携

○保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・懇談などで保護者への広報や啓発を行う。
- ・HPへの掲載や学校だよりを通して、保護者や地域への広報や啓発を行う。
- ・学校長の地域行事への参加の折に、地域への広報や啓発活動を行う。

5. 重大事態への対処

①基本的な考え方

- ・以下の重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査主体等についての協議を行う。重大事態は法において以下のように定義されている。
- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

②重大事態が発生したときの対応

- ・児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは重大事態の疑いのあるものとして調査・報告等にあたる。

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・必要に応じた適切な保護者への情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ・調査結果を踏まえた適切な措置。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進。等

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

6. 年間計画

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。

ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発 関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 ・いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 ・生徒指導研修会① 「児童生徒理解」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級開き ・全校集会で児童生徒に説明 「いじめ対策委員会の紹介」 ・播種 ・にこにこの日 ・教員による休み時間の見守り 	<ul style="list-style-type: none"> ・全校児童生徒の情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問週間 ・PTA 役員会・総会 ・自由参観
5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会② 「記名式いじめアンケートの実施に向けて」 「丁寧に見ていきたい児童生徒の確認」 「教育相談の実施に向けて」 ・生徒指導研修会② 「全校児童生徒の情報の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間の講話の中で、人権の問題について話す ・フキ採り ・田植え ・にこにこの日 ・教員による休み時間の見守り 	<ul style="list-style-type: none"> ・全校児童生徒の情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間で啓発 ・自由参観 ・草刈り、清掃活動
6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会③ 「教育相談の結果の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩陰キラキラ TalkingTime ・にこにこの日 ・教員による休み時間の見守り <p>【1~6年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嵯峨小交流 <p>【8年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジ体験 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回記名式いじめアンケートの実施、集約と共有 ・教育相談週間（個別面談） ・全校児童生徒の情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・自由参観
7	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会④ 「記名式いじめアンケートの結果の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業前の集会 ・にこにこの日 ・教員による休み時間の見守り <p>【3~6年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サマーキャンプ 	<ul style="list-style-type: none"> ・全校児童生徒の情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会で方針の説明① ・PTA 定例会 ・自由参観 ・個人懇談会
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑤ 「夏季研修に向けて」 ・教職員研修 「児童生徒の情報の共有と連携」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・にこにこの日 ・教員による休み時間の見守り <p>【7~9年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合同学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・全校児童生徒の情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・草刈り、清掃活動

9	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 「学校評価の実施に向けて」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動会 ・稲刈り、脱穀 ・にこにこの日 ・教員による休み時間の見守り <p>【7~9年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合同校外学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・全校児童生徒の情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期学校評価実施 ・自由参観
10	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑦ 「記名式いじめアンケートの実施に向けて」 「教育相談の実施に向けて」 ・職員会議 「学校評価の結果の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収穫祭 ・岩陰キラキラ TalkingTime ・にこにこの日 ・教員による休み時間の見守り 	<ul style="list-style-type: none"> ・SCによる個人面談 ・全校児童生徒の情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期学校評価の結果公表 ・自由参観
11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑧ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「校内研修会（授業提案）に向けて」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学芸会 ・にこにこの日 ・教員による休み時間の見守り <p>【6年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習旅行 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回記名式いじめアンケートの実施、集約と共有 ・教育相談週間（個別面談） ・全校児童生徒の情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・自由参観
12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑨ 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「クラスマネジメントシートの情報の共有」 ・生徒指導研修会③ 「全校児童生徒の情報共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権月間 ・クリスマス会 ・にこにこの日 ・教員による休み時間の見守り 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの実施 ・全校児童生徒の情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間「学校だより」で啓発 ・個人懇談会 ・PTA定例会 ・自由参観
1	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑩ 「SC面談の結果の共有」 「学校評価の実施に向けて」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かるた・百人一首大会 ・岩陰キラキラ TalkingTime ・にこにこの日 ・教員による休み時間の見守り 	<ul style="list-style-type: none"> ・全校児童生徒の情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・後期学校評価実施 ・自由参観
2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑪ 「記名式いじめアンケートの結果の共有」 「年間を通してのいじめ事案の経過」 ・職員会議 「学校評価の結果の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・にこにこの日 ・教員による休み時間の見守り 	<ul style="list-style-type: none"> ・全校児童生徒の情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会で方針の説明② ・自由参観 ・後期学校評価結果公表
3	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認」 ・職員会議 「次年度の基本方針の確認」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・にこにこの日 ・教員による休み時間の見守り 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート原本の保管（5年保存） ・全校児童生徒の情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA定例会 ・自由参観

・生徒指導研修会④ 「全校児童生徒の情報の共有」 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」			
<p>※ 年間計画には示していないが、いじめの未然防止の取組として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。</p> <p>※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。</p> <p>事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で隨時行い情報等を共有する。</p>			